

鹿島の地で創業をされてみませんか？

鹿島商工会議所主催で11月9日(土)、10日(日)、16日(土)の3日間でかしま創業塾2019を開催します。こちらは創業希望者および創業して3年未満の方が対象となります。創業に必要な手続きからビジネスプランまでのノウハウをしっかりとサポートします。短期集中型となりますが、**受講料無料**で**限定30名様**となります。創業をお考えの方、また創業はしたけれど改めて話を聞きたいという方は是非ご参加ください。詳しくは鹿島商工会議所HPをご確認ください。

今からでも遅くはありません！！ぜひお早めに！！

いよいよ今月から「プレミアム付商品券」の販売および使用が始まりました。早速取扱店にて商品券を使われたお客様も多いのではないのでしょうか。前回の会報でもお伝えしましたが、この商品券を使用できるお店は鹿島商工会議所にて「取扱店登録」を行った店舗のみです。こちらは登録費が無料で登録も随時受付中ですので、ぜひ取扱店登録を行ってください。取扱店の一覧および登録については鹿島商工会議所のホームページをご覧ください。

将来年金だけでは不安という方。ぜひご加入ください！！

小規模企業共済とは国が作った経営者のための退職金制度です。加入対象者は個人事業主・共同経営者・会社等役員の方で、雇用されている従業員（正規雇用人）数によって判断されます。こちらの共済には3つのポイントがあります。1つ目のポイントは掛金は全額所得控除となります。掛金は月額1,000円から7万円の範囲（500円単位）で自由に選べます。払い込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。2つ目のポイントは受取時も税制メリットとなります。受取方法は「一括」「分割」「一括と分割の併用」があり、一括受取は退職所得扱いとなり、分割受取は公的年金等の雑所得扱いとなります。3つ目のポイントは貸付制度があります。事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割～9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。一般貸付制度は利率年1.5%です。制度についての詳しいお問い合わせは鹿島商工会議所までご連絡ください。

買わせるキャッチコピーで売り上げアップ！！

10月1日から消費税率が上がり、不安な事業所様も少なくないと思います。そこで鹿島商工会議所として業績向上セミナー「売れる文章&キャッチコピーの作り方」を開催します。「売れない」が「売れる」に変わる最強のライティング術を伝授していただくのは、現在11刷のベストセラーの生みの親である伝える力【話す・書く】研究所 所長である山口拓朗様です。商品やサービスを売る文章の書き方が分からない方、一生懸命にセールス文章を書いたのに反応が薄かったと感じられた方などは是非ともご参加ください。日時は11月29日(金)14時から鹿島商工会館3階の大会議室にて行います。詳しくはチラシを同封しておりますので、ご確認ください。皆様のご参加をぜひお待ちしております。

登録がお済みでない方、まだ間に合います！！

いよいよ10月からの始まりました「ポイント還元事業」。こちらはキャッシュレス決済ができる店舗で現金を使わずカード払いやQRコードでお買い物をした場合、価格の5%（フランチャイズは2%）のポイントが付与される制度です。2019年10月から2020年6月までの半年間の予定となっておりますが、ポイント目当てにお買い物されるお客様も増えていると思います。既にキャッシュレス決済を導入されている方でも「ポイント還元事業」への加盟店登録をされていないとお客様にポイントが付きません。ご存知の方も多いかと思いますが、まだ登録がお済みでない方は決済事業所か鹿島商工会議所までお問い合わせください。

佐賀県最低賃金が改定されました！

今年10月4日から佐賀県の最低賃金が1時間790円に改定されました（改定前762円）。精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び時間外労働等割増賃金は最低賃金に算入されません。特定（産業別）最低賃金は、別途決定されますが、陶磁器・同関連製品製造業については、令和元年10月4日以降は新たな陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が発効するまで佐賀県最低賃金790円(1時間当たり)が適用されます。詳しくは佐賀労働局労働基準部賃金室（0952-32-7179）または最寄りの労働基準監督署（武雄：0954-22-2165）へお問い合わせください。